

「亀山ブランド」新規認定品を募集します

問合先 商工観光課観光・地域ブランドグループ ☎84-5074

本市の魅力ある特産品を戦略的に発信し、市のイメージ向上と地域経済の活性化を図るため、令和3年度から亀山ブランドの認定を行っています。

今年も亀山ブランドに認定する商品とその事業者を募集します。自慢の商品の応募をお待ちしています。



募集期間 10月1日(水)～20日(月)

認定対象 令和8年1月1日時点(認定日)で1年以上の販売実績がある物品(ただし役務を除く)で、次の①から⑤のいずれかに該当するもの。また、亀山市地域ブランド事業の発展に協力できる事業者を対象とします。

- ①市内で生産された農林水産物
- ②市内で製造または加工された製品
- ③市内で生産された農林水産物を使用した加工品等
- ④市に縁のある歴史上の著名人または市内の名所、名跡等をPRする亀山市産品
- ⑤市のイメージアップにつながるもので市長が認めるもの

※認定は1事業者等につき5品目までとします。
 ※同じ品目で味、形、色等に相違があっても同一品目と認められる場合は、1品目とします。

審査および認定 応募いただいた商品を次の5つの認定基準に基づいて審査し、その結果を申請者に通知します。

- ①地域性(亀山らしい魅力や価値を有する)
- ②独自性(類似の商品と比べて独自性や優位性を有する)
- ③信頼性(高品質、安全安心の確保がなされている)
- ④市場性(市場に向けて商品に魅力がある)
- ⑤将来性(亀山市への波及効果が期待できる)

認定の特典

(1)認定された商品は、亀山ブランド認定シールを貼

- り付けて販売することができます。
- (2)行政情報として発信します(広報紙、行政番組、市公式SNSなど)。
- (3)各種特産品イベント等でPR販売の場を提供します(全国各地で開催される物産フェアなど)。
- (4)マスメディアを活用したPRを行います。
- (5)認定商品の魅力向上のため、専門家によるアドバイスなどの支援を受けることができます。
- (6)ふるさと納税返礼品として優先的に取り扱いいます。

認定登録料および有効期間

- (1)認定を受けた事業者等には、認定登録料を納めていただきます。1品目は1万円、2品目以降は1認定品につき5千円です。
 ※更新の登録料は、1品目は5千円、2品目以降は1認定品につき3千円です。
- (2)有効期間:令和8年1月1日～令和9年12月31日
 ※更新の有効期間は、認定の終了する日の翌日から2年間

申込 申請書類に必要事項を記入の上、商工観光課観光・地域ブランドグループ(〒519-0195 本丸町577)へ持参、または郵送してください。

※その他、提出書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



亀山ブランド



現在の亀山ブランド認定品の一部です(現在の亀山ブランド認定数 38品目 19事業者)